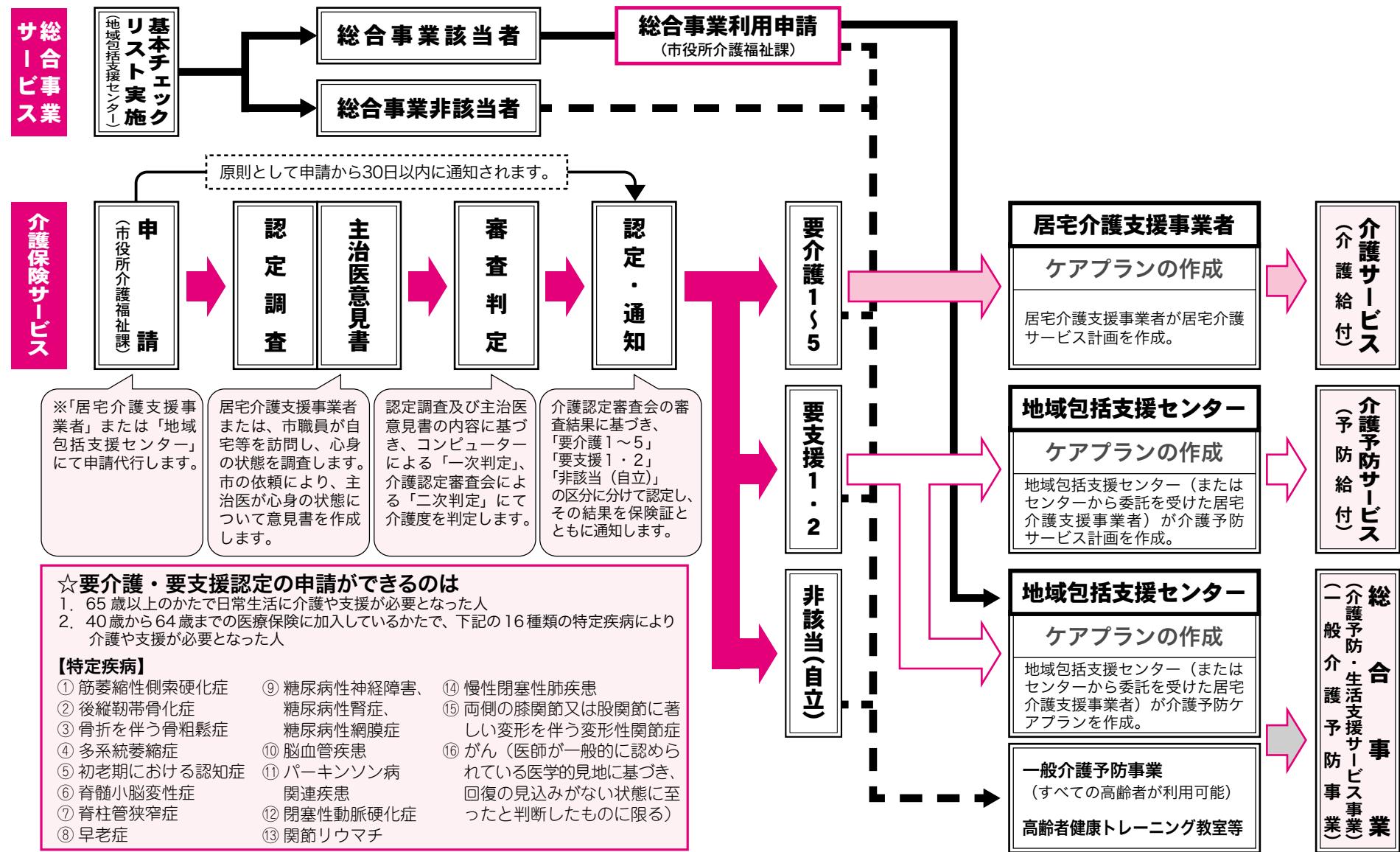


介護サービス及び総合事業サービスの利用手続きについて



介護サービス・総合事業サービスと利用者負担減額制度について

※利用者負担額はかかった費用の通常1割～3割となります。また、通所サービスは食費等、施設サービスは、食費、居住費、日常生活に要する費用等が別途かかります。

○が総合事業のサービスになります。

●指定居宅(介護予防)・総合事業サービス

☆訪問介護(○)	☆訪問看護	☆訪問入浴介護	☆訪問リハビリ
☆通所介護(○)	☆通所リハビリ	☆短期入所生活介護	☆短期入所療養介護
☆居宅療養管理指導	☆福祉用具貸与	☆特定福祉用具販売	☆住宅改修
☆特定施設入居者生活介護	○通所型サービスC	○通所型サービスC	○地域型デイサービス
○生活支援サービス	○生きがい型デイサービス		

○利用者負担段階

利用者負担段階	対象者
第1段階	・世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方　・生活保護を受けている方
第2段階	・世帯全員が市町村民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方
第3段階	・世帯全員が市町村民税非課税で、第1段階または第2段階に該当しない方
第4段階	・本人が市町村民税非課税で、世帯の中に市町村民税課税者がいる方　・本人が市町村民税を課税されている方

○高額介護サービス費等の支給

世帯内で1か月に支払った利用者負担額の合計が、利用者負担段階に応じた上限額（下表）を超えた場合は、申請により超えた分を払い戻します。

利用者負担段階	利用負担額の上限額（食費・居住費等を除く）
第1段階・第2段階	1か月15,000円（第2段階の世帯負担の上限額24,600円）
第3段階	1か月24,600円
第4段階(※1)・現役並み所得者(※2)	1か月44,000円

※1 同じ世帯のすべての65歳以上の方（サービスを利用していない方を含む。）の利用者負担割合が1割のみの世帯には、平成29年8月からの3年間に限り、年間上限額446,400円（37,200円×12か月）が設定されます。

※2 同じ世帯に課税所得145万円以上の65歳以上の方がいて、65歳以上の方の収入が単身の場合383万円以上、2人以上の場合は520万円以上ある世帯の方

○高額医療・高額介護等合算制度

世帯内で国民健康保険など同じ医療保険に加入し、医療保険と介護サービスの両方を利用した際に、医療費と介護サービス費の1年間（8月から翌年7月）の自己負担額（食費・居住費等を除く）の合計額が所得に応じた限度額を超えた場合、申請により自己負担の一部を支給します。

医療費と介護サービス費の自己負担合算後の限度額（年額）

区分	後期高齢者医療保険 介護保険	医療保険 介護保険（70歳～74歳がいる世帯）
現役並み 所得者	（課税所得 690万円以上の方） 212万円	（国保）基準総所得金額 901万円超 （国保以外）標準報酬月額 83万円 212万円
	（課税所得 380万円以上の方） 141万円	（国保）基準総所得金額 601万円～900万円 （国保以外）標準報酬月額 53万円～79万円 141万円
	（課税所得 145万円以上の方） 67万円	（国保）基準総所得金額 211万円～600万円 （国保以外）標準報酬月額 28万円～50万円 67万円
一般 (市町村民税課税世帯の方)	56万円	（国保）基準総所得金額 210万円以下 （国保以外）標準報酬月額 26万円以下 60万円
市町村民税非課税世帯	31万円	市町村民税非課税世帯 19万円 34万円

△「世帯」は医療保険の世帯になります。

●指定地域密着型（介護予防）サービス

- ★認知症対応型通所介護
- ★認知症対応型共同生活介護
- ★地域密着型通所介護
- ★小規模多機能型居宅介護

（★は、市内の事業所を利用することになります。）

●指定施設サービス等

- ☆指定介護老人福祉施設サービス（※）
- ☆介護老人保健施設サービス
- ☆指定介護療養型医療施設サービス
- ☆介護医療院サービス

※原則として要介護3～5の方が利用できます。

○社会福祉法人による利用者負担の軽減

介護保険法に基づく訪問介護・通所介護・認知症対応型通所介護・地域密着型通所介護・小規模多機能型居宅介護・短期入所生活介護・特別養護老人ホーム入所等が対象で、社会福祉法人の負担により利用者負担が3／4となります。

生活保護受給者については、個室の居住費の全額が軽減の対象となります。

○施設利用者の食費・居住費

利用者負担段階が第1～3段階の方は下表のとおり食費・居住費の軽減がうけられます。
軽減を受けるためには申請書の提出が必要です。

注1. 本人及び世帯が市町村民税非課税であっても、別世帯にいる配偶者が市町村民税課税である場合、または預貯金等が一定額（単身1,000万円、夫婦2,000万円）を超えた場合は該当しません。

注2. 負担段階の決定については、非課税年金（遺族年金・障害年金）も収入として算定します。

（日額・円）

利負 用 段 階	施設区分	介護老人福祉施設 短期入所生活介護		介護老人保健施設 介護療養型医療施設 短期入所療養介護 介護医療院	
		居住費	食費	居住費	食費
第1段階	ユニット型個室	820		300	820
	ユニット型個室の多床室	490			490
	従来型個室	320			490
	多床室	0			0
第2段階	ユニット型個室	820		390	820
	ユニット型個室の多床室	490			490
	従来型個室	420			490
	多床室	370			370
第3段階	ユニット型個室	1,310		650	1,310
	ユニット型個室の多床室	1,310			1,310
	従来型個室	820			1,310
	多床室	370			370
第4段階	ユニット型個室	1,970		1,380	1,970
	ユニット型個室の多床室	1,640			1,640
	従来型個室	1,150			1,640
	多床室	840			370

第4段階の金額は、基準金額であり、実際は施設との契約で決まります。

お問い合わせは 介護福祉課介護給付係へ 40-7071（直通）

65歳以上の方の介護保険料とその納め方

介護を社会全体で支えるための仕組みとして、介護保険制度は40歳以上の方の保険料と公費（税金）で運営されています。保険料は「40歳から64歳までの方」と「65歳以上の方」とでは、算定方法と納め方が異なります。

65歳以上の方（第1号被保険者）

◎保険料の納め方 特別徴収と普通徴収の2通りに分かれます。

特別徴収…年金の年額が18万円以上の方は、年金から天引きされます。65歳になる方や転入に伴い資格を取得された方は、年金からの天引きが開始されるまで6か月から1年程度かかります。（下記「※注1～注3」参照）

普通徴収…年金の年額が18万円に満たない方や無年金の方などは、納入通知書に記載されている金融機関等で納めてください。口座振替（自動払込）もできます。

※注1 年金の支払者（厚生労働省・共済組合）と情報交換をするため、特別徴収が開始されるまでは納付書等で納めていただきます。

※注2 保険料の変更や年金差止めがあった場合、年金からの天引きのほかに納付書等で納めていただくことがあります。

※注3 介護保険料の納め方は法令で決められており、徴収方法は選択制とはなっていません。

お問い合わせ
はせは

介護福祉課 介護保険料係 40-7049（直通）
岩木総合支所 民生課 健康福祉係 82-3111 内線 655
相馬総合支所 民生課 健康福祉係 84-2111 内線 810

40歳から64歳までの方（第2号被保険者）

お問い合わせ

各医療保険者へ

◎保険料の納め方 医療保険の保険料として一括して納めます。

◎保険料の額 計算の仕方や額は、加入している医療保険によって異なります。

健康保険
共済組合などに
加入している場合

- ①保険料は給料に応じて異なります。
- ②保険料の半分は事業主が負担します。
- ③被扶養者の分は、加入している医療保険の被保険者が皆で負担するので、別に保険料を納める必要はありません。

国民健康保険に
加入している
場合

- ①保険料は所得等に応じて異なります。
- ②保険料と同額の国庫負担があります。
- ③世帯主が、世帯員の分も負担します。

災害などによる各種減免について

災害などにより著しい損害や減収があった場合、介護保険料や介護サービスを利用したときの利用料がその被害程度により減免できます。また、低収入のため生活が困窮し介護保険料を納めることが困難な方についても、保険料が減免される場合があります。

(1) 災害等による減免理由	損 害 ・ 減 収 の 程 度	減免の割合	
		保険料	利用料
1. 災害などにより住宅、家財の著しい損害があったこと	◎減免理由1の場合 前年所得が500万円以下の方で損害程度 3割以上5割未満 5割以上	3割	3割
2. 生計中心者が、死亡したこと又は心身に重大な障害を受け、若しくは長期入院により著しく収入が減少したこと	前年所得が750万円以下の方で損害程度 3割以上5割未満 5割以上	7割	7割
3. 生計中心者の収入が、事業の休廃止、事業における著しい損失、失業などにより著しく減少したこと	前年所得が750万円を超える方で損害程度 3割以上5割未満 5割以上	2割	2割
4. 生計中心者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害などによる農作物の不作、不漁により著しく減少したこと	前年に比べ当該年の所得が2割未満のとき 2割以上5割未満のとき 5割以上7割未満のとき	5割	5割
5. 第1号被保険者が、刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されたこと	※上記の所得とは、第1号被保険者又はその世帯の生計中心者の合計所得金額（保険などで補てんされる分についても含む。）のことを示します。	1割	1割
	◎減免理由5の場合	2割	2割
		7割	7割
		5割	5割
		2割	2割
		10割	

(2) 生活困窮による減免（保険料のみ）	減免の収入基準及び割合														
1. 保険料が第1段階の人（生活保護受給者以外の人）又は第2段階及び第3段階の人（世帯の全員が市町村民税非課税） 2. 世帯の前年収入の合計額及び申請した月を含む前3ヶ月の世帯収入金額が、生活保護基準相当額以下（生活保護基準により変動する場合があります。） 3. 市町村民税課税者と生計を共にしていない 4. 本人などが住居用以外に処分可能な土地、家屋等を所有していない 5. 本人などが所有する預貯金などの合計額が、その世帯の生活保護基準相当額の2分の1以下 ※以上の要件すべてに該当する方が対象となります。	※下記に掲載している世帯の収入基準は単身の場合であり、世帯員が1人増すごとに44万円（世帯員加算額）を加算した額となります。また、住居が持ち家でない場合は月額3万円等（住居加算額）も加算します。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯の前年収入</th> <th>保険料段階</th> <th>保険料第1段階の人</th> <th>保険料第2段階及び第3段階の人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>41万円未満の人</td> <td>第1段階の半額</td> <td>第1段階の半額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>41万円以上89万円未満の人</td> <td>減免対象外</td> <td></td> <td>第1段階の額</td> </tr> </tbody> </table> なお、上記金額は法の改正等により変更される場合があります。			世帯の前年収入	保険料段階	保険料第1段階の人	保険料第2段階及び第3段階の人	41万円未満の人	第1段階の半額	第1段階の半額		41万円以上89万円未満の人	減免対象外		第1段階の額
世帯の前年収入	保険料段階	保険料第1段階の人	保険料第2段階及び第3段階の人												
41万円未満の人	第1段階の半額	第1段階の半額													
41万円以上89万円未満の人	減免対象外		第1段階の額												
◎備考 減免の対象となるのは、申請日以降の当該年度の保険料及び利用料です。いずれの減免についても、申請書の提出が必要です。															

お問い合わせ先

介護福祉課介護保険料係 40-7049（直通）／ 岩木総合支所民生課健康福祉係 82-3111 内線 655 相馬総合支所民生課健康福祉係 84-2111 内線 810